
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 565 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 565 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（企業会計基準公開草案第●号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（新旧対照表）

2. 審議事項(4)-2 文案の第 4 項(1)「課税対象利益」の定義の修正は、基本的に IAS 第 12 号「法人所得税」における課税所得の定義に合わせたと理解しており、定義の修正と審議事項(4)-2 文案の第 9 項の表示の定めを合わせて見たときに、今回の改正の趣旨にかなった修正となっていると考えているため、修正案に賛成する。
3. 審議事項(4)-2 文案の第 48 項の「経過措置として適用初年度の比較情報について組替えを行うことを要しないと明記すること（本会計基準第 20-8 項参照）で、基本的には組替えを行うこととしながらも、」という記載は、文章のつながりがよくないため修正を検討いただきたい。文章を入れ替えて、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に定められているとおり、組替えを行うことが原則であることを初めに記載し、その後で、「経過措置として、組替えを行うことを要しないと明記する」という流れにした方が、よりスムーズに読めると考える。
4. 審議事項(4)-2 文案の第 48 項なお書きにおいて、重要性について触れているが、他の会計基準等と比べると、重要性について少し力が入っているような書きぶりになっているため、会計基準等に明示しなくとも、実務にゆだねて適切に対応していくということでもよいと考える。

（法人税等会計基準等公開草案の「コメントの募集及び本公開草案等の概要」の文案）

5. コメント募集を読むことで、今回の改正の概要が理解できるようになっているべきと考えているが、少し言葉が足りない箇所や、文案に忠実すぎて分かりづらい箇所があると考える。例えば、課税対象利益に該当する場合、税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示することとなっているが、それが用語の定義の部分に記載されていないため、分かりづらいと感じる。また、受取利息及び受取配当

金等に課される源泉所得税等について、会計処理において費用処理するという結論が書いてあり、その後で、表示について記載されている。文案に出てくる順番で記載しているが、全体を俯瞰した上でまとめるべきと考える。

以 上